

指定までの流れ(障害児通所支援事業所)

事前準備

- 児童福祉法の趣旨および関係法令の理解
障害児通所支援事業は、児童福祉法に基づく法定事業です。
開設にあたっては、障害についての理解を深め、法の趣旨や関係法令等を理解し、経営面も含めて適切に運営できるかを十分に検討してください。
- 手引き等の確認
[東京都障害者サービス情報に掲載されている手引き等](#)については、必ずご確認ください。

説明会へ参加

- 指定協議説明会への参加
東京都が実施する「障害児通所支援事業所指定協議説明会」へ管理者等が参加してください。
- ※1 説明会への参加を前提とし、指定協議を進めていきますので、説明会に参加していない場合は、新規指定の申請をすることができませんので、ご了承ください。
- ※2 開催日程および参加の手続きについては、[東京都障害者サービス情報](#)をご確認ください。

事前面談

- 事前面談の実施
説明会参加後から指定希望月の5か月前までに、品川区役所にて面談を実施し、事業所開設の経緯、品川区での開設理由、人員体制、物件・設備の状況、具体的な療育内容等についてヒアリングします。
 - 事前調査票の提出
事前面談の予約が取れたら、事前調査票を提出してください。
- ※1 事前相談にあたっては、予約が必要です。予約なしの場合、面談できません。
- ※2 障害通所支援事業の指定基準のほか、消防法や建築基準法、バリアフリー法に関する条例等の関係法令の遵守が必要です。関係機関に事前確認ください。

申請書の 提出

- 指定申請書の提出
指定希望月の3か月前までに、申請書類を提出してください。
- ※1 申請書類を作成する際は、チェックリストを活用ください。
- ※2 申請書類が揃わない場合、希望月に指定できない場合があります。

現地確認

- 事業所の現地確認
指定希望月の前月に区担当職員が事業所を訪問し、利用者の安全確保や受け入れ態勢の整備等を確認します。
- ※1 現地確認の日程は、事前調整いたします。
- ※2 申請内容との相違、工事が完了していない等の不備があった場合は、希望月に指定できない場合があります。

指定

- 新規指定
毎月1日付での指定となります。
- ※1 指定を受けた後、業務管理体制の整備の届出が必要です。